

舞 鶴 総 第 165 号

平成 30 年 11 月 30 日

舞鶴市議会議長 様

舞鶴市長 多々見 良 三

(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 7 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

平成 30 年 11 月 28 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方の治療費等のうち 50 パーセント相当額(11,573 円)及び慰謝料(3,498 円)の合計額 15,071 円を、舞鶴市が相手方に支払う。

2 事件の概要

市職員が展示パネルを移動させる際、移動の補助をしていた相手方の左前頭部に支柱から外れたパネルが落下し、相手方が負傷した。

3 発生年月日

平成 30 年 9 月 21 日

4 発生場所

舞鶴市字北吸地内

舞鶴市役所本庁舎